

法人市民税（法人税割）の税率改定について

総務部 税務課

1. 概要

現行の第6次日高市総合計画では、将来的な税収の安定確保について、財政運営の項目に位置付けられています。今後、人口減少や社会経済活動の影響により、税収の現状維持が厳しくなることが予想されています。

そこで、持続可能な行財政運営に向けて、今から計画的に自主財源を確保する施策を講じていくものです。具体的な施策については、現行の法人市民税の法人税割の税率を、標準税率から事業所の規模又は法人税額に応じた超過税率とする改定を行います。

2. 改定の内容

法人市民税の法人税割の税率改定（不均一課税）

区分	税率
資本金等の額が1億円超または法人税額が400万円超の法人	8.4%
資本金等の額が1億円以下かつ法人税額が400万円以下の法人	6.0% (現行の税率と同じ)

3. 改定する理由

本市の財政状況は、令和3年度決算では健全性が保たれているものの、中・長期的な展望では扶助費の高止まり、物件費等の増加による財源不足が見込まれ、一層厳しい状況が予想されます。

これにより、都市基盤整備、公共施設の更新などに使える財源が減少し、市民生活に欠かせないインフラの整備に支障を来すことが懸念されます。

今後、人口減少等による税収減の影響を軽減するため、中・長期的な視点から見た自主財源を確保し、行政サービスの維持を図るものです。

また、県内過半数の市町では法人税割の税率について、不均一課税による超過税率を採用しており、地方交付税には影響が出ない点も踏まえ、法人市民税の税率改定を行うものです。

なお、増額となる税収については、一般財源のため用途は特定されませんが、

企業活動の支援にもつながるようなインフラ施設等の更新費用の一部財源としても計画的に活用してまいります。

4. 影響範囲

増収見込み額 約8,900万円／年度

影響法人数 166法人

(市内の所在法人数：1,323法人 全体の12.5%)

(資本金1億円超 70法人、資本金1億円以下法人税400万円超 96法人)

5. 今後の予定

令和5年3月 令和5年第1回(3月)定例会に日高市税条例の改正条例案を提出予定

令和6年4月 改正条例施行(令和7年度以降 法人市民税増収)